

ひょうご健康企業宣言について

健康企業宣言とは、事業主が健康づくりに取り組むことを宣言するものです。

日本健康会議は、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として先進的な予防、健康づくりに取り組むことを提唱しています。

今回の健康企業宣言の取り組みも、この趣旨に則り、健康保険組合加入事業所が自ら企業の健康課題をチェックし、課題をクリアしていく事業です。

その第一歩は、事業主が「事業所全体で健康づくりに取り組むこと」を「宣言」し、直接従業員の皆様に働きかけをすることで健康に関する意識を高める活動で、健康保険組合も協力、支援することが求められています。

この度、健康保険組合連合会兵庫連合会(以下、兵庫連合会)でも、多くの事業主がこの取り組みに賛同し「宣言」されることを促す活動を「ひょうご健康企業宣言」と銘打ってスタートすることになりましたので、ご案内申し上げます。

健康企業宣言のみ参加する場合

1. 健康保険組合は「ひょうご健康企業宣言」企業を募集。
2. 企業は「ひょうご健康企業宣言エントリーシート」様式1を健康保険組合に提出。
注) エントリーシート記入にあたっては標準的な「チェックシート」様式2を参考にしてください。
3. 健康保険組合は内容をチェックし兵庫連合会へ提出。
4. 兵庫連合会から「ひょうご健康企業宣言の証」を発行
5. 「ひょうご健康企業宣言の証」は社内の見やすい場所に掲示するなど、企業全体で取り組むことを周知するためのツールとしてご活用ください。
6. 兵庫県内の健康保険組合に加入する企業が参加できます。

まずは宣言することから、始めてみませんか!

健康企業宣言をしてさらに健康経営優良法人認定制度に応募する場合

日本健康会議の認定制度に応募する場合は「ひょうご健康企業宣言」に加えて別途「健康経営優良法人認定申請書」を提出する必要があるため、健康保険組合で取りまとめの上、認定委員会事務局に提出していただきます。 ————— 「手続きについて」参照

注意：特に中小企業法人部門への応募は、「ひょうご健康企業宣言」に参加することが必須となります。

事業主の皆様

まずは宣言することから、始めてみませんか!

「ひょうご健康企業宣言」 スタート

健康企業宣言とは、健康優良企業を目指して、企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言することです。この度、健康保険組合連合兵庫連合会でも本事業を「ひょうご健康企業宣言」と題してスタートすることになりました。

日本健康会議は健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として先進的な予防、健康づくりに取り組むことを提唱しています。また健康経営が経営管理の大きなテーマとして取り上げられるようになりました。

従業員への健康投資は企業の利益の向上につながります。従業員が健康でないと企業も実力を発揮できません。従業員の健康管理は企業のリスク管理でもあります。

今回の健康企業宣言の取り組みもこの趣旨に則り、健康保険組合加入事業所が自ら企業の健康課題をチェックし、課題をクリアしていく事業です。

まずは、事業主が「事業所全体で健康づくりに取り組むこと」を宣言し、直接従業員の皆様に働きかけをすることで健康に関する意識を高める取り組みです。

健康保険組合では「ひょうご健康企業宣言」企業を募集しています。

- 健康づくりの取り組みをご加入の健康保険組合が応援します。
- 健康保険組合では健康増進のために保健事業を実施しています。
(加入組合によりサポート内容は異なります)
- 「健康企業宣言」を行っていただける企業様は「ひょうご健康企業宣言エントリーシート」を、ご加入の健康保険組合までご提出ください。
- 兵庫県内の健康保険組合に加入する企業が参加できます。

なお、内容についてのお問い合わせは、ご加入の健康保険組合または、健康保険組合連合会兵庫連合会までお願いします。

ひょうご健康企業宣言って どんなことをするの？

健康保険組合が健保連兵庫連合会や関係団体等と連携して、
従業員の皆様の健康増進を後押しします。

ステップ1 | チェックシートで職場の現状を確認

【企業】

「チェックシート」様式2で職場の現状を確認していただきます。
『共通項目』と『選択項目』がありますので、それぞれ確認してください。



ステップ2 | エントリーシートの提出

【企業】

別紙「エントリーシート」様式1の宣言内容を確認のうえ、健保組合へFAX・郵送で提出していただきます。
『共通項目』は全企業共通です。『選択項目』は各企業で取り組む事項を選択してください。

【健保組合】

- 宣言証を送付します。
- 宣言いただいた企業を健保連兵庫連合会の会報などで公表します。



ステップ3 | 健康づくりへの取り組み

【企業】

宣言内容をもとに、職場で実施できる取り組み内容を計画し、積極的に実施しましょう。

【健保組合】

特定健診、特定保健指導及び健康づくりに関する情報提供や健康づくり全般についてサポートします。

ステップ4 | 取り組み内容の振り返り・報告

【企業】

「報告用チェックシート」様式3に1年間の取り組み内容を記入のうえ、健保組合に提出していただきます。

【健保組合】

- 取り組み内容等を共有し健康経営やコラボヘルスにご活用下さい。

提出先 加入健康保険組合

ひょうご健康企業宣言 エントリーシート

当社は、従業員一人ひとりが、心身ともに健康で生き生きと働くことができる職場環境の構築を目指し、以下の項目に取り組むことを宣言します。

共通項目

- ① 経営者自身が率先して、健康づくりに取り組みます。
- ② 健康づくり担当者を設置します。
- ③ 当社の健康課題を把握し、改善に努めます。
- ④ 健康保険組合と連携し、健康づくりを推進します。
- ⑤ 労働基準法、労働安全衛生法などの法令を遵守します。

選択項目

- | | | |
|------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保健指導の利用 | <input type="checkbox"/> 食生活の改善 | <input type="checkbox"/> 運動機会の増進 |
| <input type="checkbox"/> 受動喫煙対策 | <input type="checkbox"/> 感染予防対策 | <input type="checkbox"/> 過重労働対策 |
| <input type="checkbox"/> メンタルヘルス対策 | | |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

事業所名称			
事業所所在地	〒		
事業所記号	従業員数	名	
代表者 役職・氏名			
電話番号	FAX		
担当者名 E-mail			
HPや広報誌で企業名を希望されない場合はチェックを入れて下さい。 <input type="checkbox"/>			

ひょうご健康企業宣言 チェックシート

- チェックシートで職場の現状を把握し、エントリーシートを提出してください。
(このチェックシートの提出は不要です。)
- このチェックシートは、今後の職場での健康づくりや報告の際に活用いただきますので、大切に保管してください。
- このチェックシートはあくまでも職場の現状を把握するためのものです。
チェック項目が少なくてもエントリーは可能です。



共通項目

宣言内容	チェック項目	チェック	アドバイス
① 経営者が率先し、健康づくりに取り組みます	健康宣言証の社内掲示など、健康づくりに関する企業方針について、従業員へ周知していますか？	<input type="checkbox"/>	従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できます。
	経営者自身の健診受診など、自らが率先して健康づくりに取り組んでいますか？	<input type="checkbox"/>	経営者自身の積極的な取り組みは、従業員の取り組み促進につながります。
② 健康づくり担当者を設置します	職場の健康づくりの担当者を決めていますか？	<input type="checkbox"/>	最新情報の収集や社内外との調整・連絡の窓口となる担当者の設置など、社内体制を整備することで、取り組みを促進できます。
③ 当社の健康課題を把握し、改善に努めます	従業員は100%健診を受診していますか？	<input type="checkbox"/>	事業主には従業員に健診を受けさせる義務があります(労働安全衛生法)。
	健診(検診)の必要性を従業員へ周知していますか？	<input type="checkbox"/>	健診は健康状態を知る第一歩です。早期発見・早期治療により、発症・重症化の予防が期待できます。
	従業員の健診結果を管理し、「要医療」など再度検査が必要な人に受診を勧めていますか？	<input type="checkbox"/>	従業員の健康状態を確認し、生活習慣病などのリスクを減らせるよう職場で配慮しましょう。
	健康づくりの目標・計画を立て、実践していますか？	<input type="checkbox"/>	健康課題を整理した後は、目標を立て、できることから解決していきましょう。
	生活習慣病の予防など、健康に関する社内研修を実施していますか？	<input type="checkbox"/>	従業員の健康に対する意識の醸成を図りましょう。
④ 健保組合と連携し、健康づくりを推進します	40歳以上の従業員の健診結果を、健保組合へ提供していますか？	<input type="checkbox"/>	健診データの提供は法律で義務付けられています。また、個人情報保護法には違反しません(高齢者の医療の確保に関する法律)。
	健診結果や受診情報などを活用し、貴社の健康課題に応じた対策をとっていますか？	<input type="checkbox"/>	業種や規模などにより傾向や課題も異なります。貴社で実施できることから実践してみましょう。
⑤ 労働基準法、労働安全衛生法などの法令を遵守します	労働基準監督署から指導または是正勧告を受けていませんか？	<input type="checkbox"/>	指導は、法令違反ではないものの改善することが望ましいと思われる場合や、法令違反を未然に防止するために行われます。

選択項目

宣言内容	チェック項目	チェック	アドバイス	
⑥ 健康づくりに向けて次の取り組みを実施します	保健指導の利用	健診の結果、有所見者と判定された方などは保健指導を受けていますか？	<input type="checkbox"/>	保健指導の方法は、面談による個別指導、文書による指導などの方法があります。
	食生活の改善	従業員の工作中的の飲み物に気をつけていますか？	<input type="checkbox"/>	カロリー表示に気をつけ、自動販売機はミネラルウォーターやお茶を中心にしましょう。
		日頃の食生活に乱れがないか声掛けをしていますか？	<input type="checkbox"/>	カロリー以外にも、バランスの良い食事を心がけたり、夜間の食事を抑えることで健康増進につながります。
	運動機会の増進	始業前などに体操やストレッチを取り入れていますか？	<input type="checkbox"/>	体操は脳の血流を改善し作業効率を高め、事故を防ぎます。
		階段の活用など歩数を増やす工夫をしていますか？	<input type="checkbox"/>	特にデスクワークが中心の職場では効果的です。
	受動喫煙対策	従業員にたばこの害について周知活動をしていますか？	<input type="checkbox"/>	喫煙による肺がんなどの疾患リスクの低減以外に、禁煙により企業の生産性が高まるといった研究結果も報告されています。
		受動喫煙防止策を講じていますか？	<input type="checkbox"/>	受動喫煙防止は法律で定められています（健康増進法、労働安全衛生法）。
	感染予防対策	事業場にアルコール消毒液、空気清浄器（加湿器）などを設置していますか？	<input type="checkbox"/>	かからない、うつさないことが重要です。
		インフルエンザなどの予防接種の推奨、マスクの配布などを行っていますか？	<input type="checkbox"/>	かからない、うつさないことが重要です。
	過重労働対策	定時退社の推進、長時間労働対象者に対しての面談を実施していますか？	<input type="checkbox"/>	過剰な残業や休日出勤の結果、心理的ストレスを感じている人も増えています。
		有給休暇の取得促進をしていますか？	<input type="checkbox"/>	申出制では取得しづらいことが考えられます。取得促進のための企業方針や具体的なルールを示すなど、取得しやすい環境づくりが重要です。
	メンタルヘルス対策	管理者を含む従業員に対して、メンタルヘルスに関する情報提供や研修などを行っていますか？	<input type="checkbox"/>	近年、労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える状況にあります。企業においてより積極的に労働者の心の健康増進を図ることは非常に重要な課題となっています。
		ストレスチェックを行い、結果に基づいて改善を行っていますか？	<input type="checkbox"/>	
		メンタルヘルスが不調の従業員に対して、勤務形態の変更や配置換えなど柔軟な労働環境を整備していますか？	<input type="checkbox"/>	

問い合わせ先

加入健康保険組合

～健康企業宣言は「健康経営優良法人」認定への初めの一步です!～

日本健康会議の認定制度に 応募する場合の手続きについて

日本健康会議の認定制度に応募する場合は「健康企業宣言」に加えて別途「健康経営優良法人認定申請書」を提出する必要があります。健康保険組合が申請書を取りまとめます。

健康経営優良法人認定制度

健康経営とは

従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。

これにより生産性の低下を防ぎ医療費を抑えて企業の収益性向上を目指すことを目的としている。

経済産業省は東証と共同で選定する「健康経営銘柄」の他 2017年からは

「健康経営優良法人」も発表し健康経営に取り組む優良な法人の見える化に取り組んでいる。

健康経営優良法人認定制度への応募方法

1. 中小規模法人部門

所属する健康保険組合が実施している「健康企業宣言」に参加。

認定申請書に必要事項を記入し、健康保険組合に提出。

健康保険組合は申請書を取りまとめ兵庫連合会へ提出。

健保連本部を通じて「日本健康会議健康経営優良法人認定委員会」へ提出。

受理



審査



2. 大規模法人部門

健康経営度調査に回答

健康経営度調査結果サマリーに同封される申請様式に記入し健康保険組合に提出

企業と加入の健康保険組合の連名で健保連本部を通じて

「日本健康会議健康経営優良法人認定委員会」へ提出

注意：必ず経済産業省のHPで最新の情報をお確かめください。

認定

参考

中小規模法人部門

- ① 製造業・その他 300人以下
- ② 卸売業 100人以下
- ③ 小売業 50人以下
- ④ 医療法人・サービス業 100人以下の法人

大規模法人部門

- ① 製造業・その他 301人以上
- ② 卸売業 101人以上
- ③ 小売業 51人以上
- ④ 医療法人・サービス業 101人以上の法人



見本

証

〇〇〇株式会社 殿

貴事業所は「ひょうご健康企業宣言」
事業所として会社全体で健康づくりに
取り組むことを宣言されたことを証します。

年 月 日

健康保険組合連合会兵庫連合会

会長 福島 賢一